

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 6 月 18 日

市川市長 田中 甲

1. 送達を受けるべき者
氏名又は名称 手操 芳明
2. 送達すべき書類を特定するために必要な情報
「20260617-0071」

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

道路位置の指定の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止したので、市川市建築基準法施行細則（平成16年規則第37号）第15条第6項の規定により公告する。

令和8年6月18日

市川市長 田中 甲

- 1 廃止年月日 令和8年6月18日
- 2 廃止番号 第 8 - 廃1 号
- 3 廃止する道路の指定年月日及び道路番号
昭和47年9月30日 第 98 号
- 4 廃止する道路の地名地番 市川市大和田五丁目996番1の一部
- 5 廃止する道路の概要

	幅 員	延 長	隅切りの長さ	側溝の幅
1	m 4 0 0	m 3 5 0 0	m 2 8 3	m 0 1 8

市川市告示第 168 号

指定第 1 号事業の事業所の指定について

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第1項に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 18 日

市川市長 田中 甲

- 1 指 定 申 請 者 有限会社INC
- 2 事 業 所 名 妙樹デイサービス
- 3 事 業 所 所 在 地 千葉県松戸市小山407番地5
- 4 指 定 ・ 指 定 更 新 年 月 日 令和8年7月1日
- 5 総 合 事 業 の 種 類 介護予防通所型サービス事業

市川市告示第 169 号

指定第 1 号事業の事業所の指定について

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第1項に基づき、次のとおり告示する。

令和 9 年 6 月 18 日

市川市長 田中 甲

- 1 指 定 申 請 者 株式会社リエイケア
- 2 事 業 所 名 癒しのデイサービス浦安北栄
- 3 事 業 所 所 在 地 千葉県浦安市北栄三丁目38番25号
- 4 指 定 ・ 指 定 更 新 年 月 日 令和9年2月1日
- 5 総 合 事 業 の 種 類 介護予防通所型サービス事業